

回 覧

平成21年8月5日

町 民 各 位

一宮町長 玉川 孫一郎

「国民健康保険税・後期高齢者医療保険料のお知らせ」の

訂正について

- 先月7月1日付けで配布いたしました「国民健康保険税・後期高齢者医療保険料のお知らせ」のなかで一部誤りがありましたので、訂正しお詫びいたします。
- 訂正内容

国民健康保険税の表中、平成20年度(改正前)及び平成21年度(改正後)の後期高齢者支援金の限度額「12,000円」とあるのは、「120,000円」の誤りでした。正しくは以下の表のとおりとなります。

平成20年度(改正前)

平成21年度(改正後)

国 民 健 康 保 険 税	医療費分 (0歳～74歳)	所得割額	6.6%	⇒	6.6%
		資産割額	37%		25%
		均等割(人数割)	19,500円		19,500円
		平等割(世帯割)	24,200円		24,200円
		限度額	470,000円		470,000円
	後期高齢者支援金 (0歳～74歳)	所得割額	2.5%	2.5%	
		資産割額	10%	10%	
		均等割(人数割)	9,000円	9,000円	
		平等割(世帯割)	8,000円	8,000円	
		限度額	120,000円	120,000円	
	介護納付金 (40歳～64歳)	所得割額	1.4%	⇒	1.4%
		資産割額	8.9%		8.9%
		均等割(人数割)	7,300円		7,300円
		平等割(世帯割)	5,500円		5,500円
		限度額	90,000円		100,000円